

## 様式第1号

## 会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年度第4回 所沢市地域公共交通協議会
開 催 日 時	令和8年2月6日(金) 午前10時から11時15分まで
開 催 場 所	所沢市役所高層棟8階 大会議室
出席者の氏名	安藤 幸男、粕谷 雅子、守谷 秀子、中野 幸、須田 静男、楠田 房雄、 倉科 大地、秦野 凌、霜村 益久、関根 肇、加藤 和伸、藤田 貢、 尾崎 晴男、飯島 勲、川村 英輝、島根 淳、永井 英喜、肥沼 宏至、 遠藤 弘樹、黛 浩一郎
欠席者の氏名	岩澤 貴顕、小嶋 文、齋藤 陽介、小池 純一、小寺 勝
条例第8条の規定 による出席者	阿部 聡（所沢警察署）
議 題	(1)三ヶ島地区ところワゴンの路線の見直しについて（諮問） (2)その他
会 議 資 料	・次第 ・資料1-1 三ヶ島地区ところワゴンルート変更案路線図（A3横） ・資料1-2 堀之内西停留所 ・資料1-3 和ヶ原商店街周辺 三ヶ島ルートの道路状況 ・資料1-4 ところワゴン三ヶ島地区 三ヶ島ルート（案） ・資料2 ところワゴン予備車両（白色） ・ところバス・ところワゴン利用案内（令和8年3月版） ・三ヶ島地区におけるところワゴンの路線見直しについて（諮問） ・道路運送法施行規則第4条第2項に基づく地域公共交通協議会に おいて協議が調っていることの証明書（案） ・乗合バス路線の上限運賃変更認可申請について（西武バス） ・航空自衛隊入間基地にてバス運転体験会を実施。任期制等自衛官を 対象に就職支援へ（西武バス）
担 当 部 課 名	街づくり計画部：高野次長 都市計画課：増子課長、村田室長、須田副主幹、児玉主査、 田中主任、松岡主任、松田主任 【事務局】：街づくり計画部 都市計画課 電話 04-2998-9192

様式第 2 号

発言者	審議の内容(審議経過・決定事項等)
事務局	<p><b>1 開会</b>            会議成立の報告(出席者 20 名)</p> <p>(以下、尾崎会長が議長となり進行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議は公開</li> <li>・ 傍聴者：1 人</li> </ul> <p><b>2 議事</b>            (1)三ヶ島地区ところワゴンの路線の見直しについて(諮問)            ※資料 1-1~1-4 をもとに説明</p>
会長	事務局から説明があったが、意見・質問はあるか。
委員	<p>三ヶ島ルートの変更については、道路拡幅は難しく、ルート変更で対応するしかないことを理解した。</p> <p>林・糞谷ルートの「堀之内西」の移設について、道路や公共施設ではなく、民有地に移設されることに伴い、5 点質問がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 点目は、停留所の名称を変更しないのか。</li> <li>2 点目は、停留所標識は設置できるのか。</li> <li>3 点目は、民有地の中で待つことに利用者の抵抗はないか。</li> <li>4 点目は、土地の使用料は発生するのか。</li> <li>5 点目は、利用者に停留所移設をどのように周知するのか。</li> </ul>
事務局	<p>1 点目については、高齢者の利用が多く「堀之内西」の名称で利用者に定着していることから、変更せずに使用する。</p> <p>2 点目については、土地所有者から設置の承諾を得ている。</p> <p>3 点目については、現在の停留所は、資料 1-2 の 1 ページ目の写真のとおり、大型車の脇で待つような状況も発生しており、移設先の店舗敷地内の方がより安全に待てるようになる。</p> <p>4 点目については、「無償」で内諾を頂いている。</p> <p>5 点目については、地元の区長から住民へお知らせしてもらうことと、現在の停留所への掲示で利用者へ周知する。</p>
委員	いつから新しいルートになる予定か。

事務局	令和8年10月1日からを予定している。
委員	運輸局での審査に期間を要するため、余裕をもって関係書類を提出してもらいたい。
委員	ところワゴンの利用方法として、停留所まで自転車に来て、乗り換えるような利用者はいるのか。
事務局	路線バスであればそのような利用も考えられるが、ところワゴンでは停留所付近に駐輪場スペースは無く、自転車から乗り換えて利用するという事は把握していない。
委員	「堀之内西」の移設先が店舗の敷地内なので、利用者が路上よりも安全と考えて敷地内を歩き回る可能性があるのではないかと。思ったよりも車の出入りがある店舗のため、利用者への注意喚起が必要である。
事務局	車の出入りについては、一部、隣の店舗に貸していることから、その店舗の車両はあるものの、一般車は一日を通して少ないことを店舗に確認している。敷地を借りての停留所設置のため、ご迷惑にならないよう、その旨の周知を行う。
会長	適切に対応してもらいたい。他に意見があるか。
各委員	(意見なし)
会長	三ヶ島地区ところワゴンの路線の見直しについて、協議会から答申を出したい。
事務局	今の協議を踏まえて答申案を作成するので、時間を頂きたい。
会長	暫時休憩とする。 (休憩 10:35~10:42)
会長	再開する。
事務局	※答申案、協議が調っている旨の証明書案の文案を説明。

会長	答申案と協議が調っている旨の証明書案について、意見があるか。
委員	協議が調っている旨の証明書の資料として、今回の協議会の資料 1-1～1-4 を添付してもらえるとスムーズに審査できる。
事務局	承知した。
委員	答申案の中に「下記」が 2 箇所あるが、2 回目は「下記の点」ではなく「次の点」が適切ではないか。
事務局	指摘のとおり修正する。併せて、末尾に「以上」を追加したい。
会長	委員と事務局の意見により修正した文面で、答申を出す。 協議が調っている旨の証明書には、必要な資料を添付し、事業変更の審査がスムーズに進むようお願いしたい。
事務局	<p>(2)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ところバス・ところワゴン利用案内（令和 8 年 3 月版）について 前回までの会議で協議を調べていただいた柳瀬地区、富岡地区のところワゴンの本格運行について、3 月 1 日から実際に変更となるため、利用案内を作成して市民、利用者への配布を開始した。</li> <li>・ところワゴンの予備車両について 令和 8 年 1 月から、予備車両として白いところワゴン 1 台の運用を開始した。</li> </ul>
事務局	予備車両を、白色にした理由はあるのか。現在走行中の車両と同じ色の方が、利用者にわかりやすいのではないか。
委員	現在、ところワゴンは、地区により、異なる色の車両が走行している。予備車両は、点検中の車両の代わりに、様々な地区を走るようになるため、白色にした。広報紙や市ホームページで周知をしている。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗合バス路線の上限運賃変更認可申請について（バス事業者） 令和 8 年 7 月 1 日に、埼玉地区でも運賃改定を実施予定である。詳細は、改めてホームページ等で周知する。</li> </ul>
委員	

会長	<p>■次回の協議会の日程について 令和8年7月頃の開催を予定している。 詳細は改めて連絡する。</p> <p>以上で議事を終了する。</p> <p><b>3 閉会</b></p>
----	--